

## 教育委員会 5 月定例会会議録（要旨）

招 集 月 日	令和5年5月11日（木）	
招 集 場 所	瀬戸市役所4階 庁議室	
教 育 長	加藤 正彦	
出 席 委 員	委 員 青山 貴彦 委 員 小澤 慎太郎 委 員 加藤 千春	委 員 田中 直美 委 員 竹川 典子 委 員 稲垣 遼
欠 席 委 員	なし	
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 教 育 政 策 課 長 学 校 教 育 課 長 学 校 教 育 課 主 幹 学 校 教 育 課 主 幹 図 書 館 長 ま ち づ くり 協 働 課 長 文 化 課 長 ス ポ ー ツ 課 長	磯村 玲子 谷口 墨 大羽 健志 此下 明雄 加藤 都志雄 吉村 きみ 杉江 圭司 井上 紀和 中村 浩司
書 記	教育政策課専門員兼企画係長 教育政策課企画係	松浦 慎造 梅原 明江
傍 聴 人 数	0名	
開 会 時 刻	午後2時00分	
閉 会 時 刻	午後3時32分	
	議 題	可否
1 報 告		
(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について		
(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について		
(3) 令和5年度教育委員会事務局の組織及び事務分掌について		
(4) 令和5年3月情報公開請求について		
(5) 学校運営協議会委員の委嘱及び任命について		
(6) 令和4年度教育相談室利用状況について		
(7) 令和4年度学校給食摂取状況について		
(8) 令和4年度瀬戸市立図書館利用状況について		
(9) 令和5年度教科書展示会の開催について		
(10) 令和4年度公民館利用状況一覧について		
(11) 令和4年度瀬戸市公民館協議会事業及び市委託事業報告書について		
(12) 令和5年度瀬戸市公民館協議会事業及び市委託事業計画書について		
(報告13 削除)		
(14) 上品野蟹川遺跡発掘調査現地説明会について		
(15) 令和4年度瀬戸市スポーツ推進委員連絡協議会事業報告及び令和5年度瀬戸市スポーツ推進委員連絡協議会事業予定について		
(16) 令和4年度学校体育施設開放事業実績について		

<p>(17) 令和4年度スポーツ施設利用状況について</p> <p>(18) 令和4年度定光寺野外活動センター利用状況について</p> <p>(19) 第73回瀬戸市民体育大会開催について</p>	
<p>2 議 案</p>	
<p>第19号議案 瀬戸市学校給食センター運営委員の委嘱又は任命について</p>	<p>可</p>
<p>第20号議案 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正について</p>	<p>保留</p>
<p>3 その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日程について</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀬戸 SOLAN 小学校の認可廃止について</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナウイルスに対する新ガイドラインについて</li> </ul>	

教 育 長	<p>開会 午後2時00分</p> <p>ただいまから、令和5年5月定例会を開催します。</p> <p>4月教育委員会定例会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>事務局から、「報告（13）瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正について」は取り下げをし、議案について「第20号議案 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正について」を追加議案として上程をする旨、説明。</p>
	<p>1 報 告</p> <p>(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について</p> <p>(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について</p> <p>教育政策課長から、審査結果報告書に基づき、「ピースフェスティバルイン瀬戸2023」をはじめ、9件について催物の審査結果を報告。</p> <p>併せて、実績報告書に基づき、「障害者の投票支援～選挙のバリアフリー～講演会」をはじめ、14件の催物の実績について報告。</p> <p>(3) 令和5年度教育委員会事務局の組織及び事務分掌について</p> <p>教育政策課長、学校教育課長、図書館長から、資料に基づき報告。</p> <p>(4) 令和5年3月情報公開請求について</p> <p>学校教育課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(5) 学校運営協議会委員の委嘱及び任命について</p> <p>学校教育課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(6) 令和4年度教育相談室利用状況について</p> <p>学校教育課主幹から、資料に基づき報告。</p>
青 山 貴 彦 委 員	<p>相談室の利用状況を見ると、いじめの相談が0件でこれは0件でよかったと喜ぶべきなのか、相談する敷居が高いということなのかどのように理解すればよいか教えてください。</p>
学 校 教 育 課 主 幹	<p>この教育相談でのいじめについては0件ということになっておりますが、実際把握している件数については隣の子に消しゴムをとられたですとか、軽く叩かれたということについても報告事案としてあがっておりますので、いじめの件数としては認知・把握する件数が増えてきているように思います。報告させていただいた相談室利用につきましては広報せと等で周知しているサンテレフォンという相談室利用の番号にかかってきた相談の内容を書いているものでございますので、サンテレフォンにはいじめの連絡はなかったということでございます。</p>
青 山 貴 彦 委 員	<p>隣の子に消しゴムをとられたとか、そういうことも把握しているということですね。</p>
学 校 教 育 課 主 幹	<p>軽度なものも、学校からの報告として把握しているものですので、そういったトラブルについては校内で対応し、処理しています。</p>

<p>田中直美委員</p>	<p>(7) 令和4年度学校給食摂取状況について 学校教育課主幹から、資料に基づき報告。</p> <p>田中直美委員より、「脳の成長や運動に鉄分が必要だと思いますが、鉄を摂取するために何か工夫していることがあれば教えてください。」と事前質問あり。</p> <p>これに対し、学校教育課主幹より、「鉄分が不足しますと、息切れや体力の低下、すぐに疲れたり集中力が低下するといった症状が出たりします。鉄分を多く含む食材としましては、レバーやあさり、しじみや牛肉等がありますが一般的にはなかなか給食で提供することができません。本市の場合、これに代わって豆腐などの大豆製品やいわし、小松菜、ほうれん草といったものを毎日できる限り使用すると共に、鶏の照りかけには鉄分を多く含むごまをたくさんまぶして提供し、鉄分不足にならないよう工夫をしているところでございます。」と回答。</p> <p>コロナ禍で子どもたちは精神的に不安定になっているので、鉄分が不足するとイライラすると聞いたので気になっていました。あとはマラソン選手は鉄分が重要だということをニュースで見たので、いろいろと工夫されているのがわかってよかったです。</p>
<p>青山貴彦委員</p>	<p>医師会のほうからも以前から食塩の摂取量を減らしたいということがございまして、給食のほうでも塩分を減らしていただいているということで、自宅に帰って、「うちのご飯辛いよ」と、そのように言ってもらえるといいねという話を医師会でもよくしています。給食のほうでも努力していただいて大変ありがたいと思っております。</p> <p>(8) 令和4年度瀬戸市立図書館利用状況について 図書館長から、資料に基づき報告。</p> <p>(9) 令和5年度教科書展示会の開催について 図書館長から、資料に基づき報告。</p> <p>(10) 令和4年度公民館利用状況一覧について まちづくり協働課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(11) 令和4年度瀬戸市公民館協議会事業及び市委託事業報告書について (12) 令和5年度瀬戸市公民館協議会事業及び市委託事業計画書について まちづくり協働課長から、資料に基づき一括して報告。</p>
<p>加藤千春委員</p> <p>まちづくり協働課長</p>	<p>P37で、10月13日に東海北陸社会教育委員研究大会という行事が東海市芸術劇場で行われたということですが、社会教育委員の研究大会が公民館協議会の事業だという関係がよくわからないので、説明していただけますか。</p> <p>こちらについては公民館協議会の役員に声かけをし、参加していただいているため、こちらに記載をいたしました。主催は公民館協議会のものではございませんので、こちらに掲載するのが不適切ということであれば今後は削除してまいります。</p> <p>「(13) 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正について」は、取り</p>

<p>加藤千春委員</p>	<p>下げ。</p> <p>(14) 上品野蟹川遺跡発掘調査現地説明会について 文化課長から、資料に基づき報告。</p> <p>(15) 令和4年度瀬戸市スポーツ推進委員連絡協議会事業報告及び令和5年度瀬戸市スポーツ推進委員連絡協議会事業予定について スポーツ課長から、資料に基づき報告。</p> <p>加藤千春委員より、「スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条において、『社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から委嘱する』と規定されていますが、瀬戸市の場合、具体的にどのような選考基準で人選を行っていますか。」と事前質問あり。</p> <p>これに対し、スポーツ課長より、「スポーツ推進委員の職務というものをご理解していただいているということで、スポーツ協会、地区公民館長さん、地域の交流センター長さんから適任の方の推薦をいただいているといったところでございます。」と回答。</p> <p>加藤千春委員より、「同じくスポーツ基本法第32条において、スポーツ推進委員は①スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、②住民に対するスポーツの実技の指導、③スポーツに関する指導及び助言、を行うと規定されています。現在のスポーツ推進委員30名のうち、スポーツの実技指導が可能な方は何名くらいいらっしゃいますか。」と事前質問あり。</p> <p>これに対し、スポーツ課長より、「実技指導のレベルにもよりますが、スポーツ協会からご推薦をいただいた方々については現在10名ほどお見えになりますけれども、そちらの方々についてはそれぞれの専門競技について指導・助言が可能だと思われま。またスポーツ推進委員は、ここ数年カローリング等の気軽に楽しめるスポーツの推進を重点的に取り組んでまいりました。いわゆるニュースポーツといったものを推進しているところです。今年度、先ほどの新しいスポーツ交流会という形でやっという形で行うことにつきましても、新しいスポーツですので馴染みのない推進委員さんもおみえだと思っておりますので、競技ルール等について講習会、実技研修等も行って、30名の推進委員の方が市民の方に指導・助言ができる体制をつくっていき、進めているところでございます。」と回答。</p> <p>加藤千春委員より、「令和5年度のスポーツ推進委員の報酬の予算額は、1,314千円です。1日の活動に対する報酬額は7,300円なので、180日分の報酬予算が計上されていることとなります。委員1人あたり6日分です。この6日の活動というのは具体的にどんな活動ですか。例えば、資料にあるスポーツ推進委員連絡協議会の行事に出席すると、報酬が支給されるのですか。」と事前質問あり。</p> <p>これに対し、スポーツ課長より、「先ほど報告いたしました主な行事や会議にご出席されたときに報酬としてお支払いをさせていただいているという状況でございます。」と回答。</p> <p>スポーツ推進委員は推薦だということですが、推薦された方についてスポーツ基本法に定められている条件に合致しているかどうかという検証はされているのでしょうか。</p>
---------------	--

ス ポ ー ツ 課 長	システムとして検証を行うということはないのですが、第1回目の会議の際にスポーツ推進委員さんの職務につきまして十分ご理解いただくような形で説明をして、そのうえで努めていただくという形でお願いをしているところでございます。
加 藤 千 春 委 員	具体的な活動内容を見ると、スポーツ推進委員連絡協議会の全体会が5回あって、そこに7割、8割くらいの方が出てみえるということで、年額の予算のうち5日間はこの全体会での出席に対する報酬だということで、また役員さんになると、役員会が加わって、あとは行事のほうに何人か出られるということ、そういう理解でよろしいですか。
ス ポ ー ツ 課 長	報酬は一日あたり7,300円という形でやっておりますので、今委員がおっしゃられた考え方でよろしいのですが、実態といたしましては推進委員さんたちの熱意によって支えられている部分もでございます。
加 藤 千 春 委 員	そうすると実態としては、ボランティア的にやっただいていて、予算が足りない部分は例えばスポーツ大会等にお手伝いいただくような時は無償でやっていただく等、そういう実態があるということですか。
ス ポ ー ツ 課 長	実態としてはその通りでございます。そういった状態というのは好ましくないと認識しておりますので、検討していきたいと考えております。
加 藤 千 春 委 員	スポーツ推進委員の30名の方は、年齢層はどのようになっているのでしょうか。
ス ポ ー ツ 課 長	手元に資料がございませんので、正確には申し上げられないのですが、50代から60代、中には70代の方もみえますが、そのような年齢層の方々に構成されております。
教 育 長	スポーツ推進委員名簿の11番、12番は学校の教員でございまして30代の者でございます。
	(16) 令和4年度学校体育施設開放事業実績について スポーツ課長から、資料に基づき報告。
加 藤 千 春 委 員	運動場を開放している学校と開放していない学校がありますが、していない学校はどうしてしていないのでしょうか。
ス ポ ー ツ 課 長	開放できる学校施設については、学校長の許可をいただいておりますが、理由までは申し訳ありませんが把握できておりません。
加 藤 千 春 委 員	教育長にお尋ねしますが、南山中学校はどうして開放していないのですか。
教 育 長	南山中学校、水無瀬中学校、水野中学校については、学校規模が中規模から大規模校ということで、部活動数が大変多くて土曜日・日曜日にも運動場利用している部活動がございまして、そのため、一般開放を行っていないということでございます。
	(17) 令和4年度スポーツ施設利用状況について

田中直美委員	(18) 令和4年度定光寺野外活動センター利用状況について スポーツ課長から、資料に基づき一括して報告。
市民公園の体育館の利用者は、第1体育館・第2体育館の合計ということでしょうか。	
スポーツ課長	第1体育館と第2体育館の合計と、また先ほど申し上げたトレーニングルームの利用者も含めて計上しております。
	(19) 第73回瀬戸市民体育大会開催について スポーツ課長から、資料に基づき報告。
	2 議案 第19号議案 瀬戸市学校給食センター運営委員の委嘱又は任命について 学校教育課主幹から、資料に基づき説明。
加藤千春委員	委員の方々は職指定というわけではなくて、退任されてもそのまま委員を続けておられるのですか。例えば教育長は昨年の10月に代わりましたが、前教育長の横山さんは教育長を退任されても運営委員会の委員は続けておられたのか、それとも教育長を退任されたことによって委員も退任されて、この間は欠員状態だったのか、どうなのでしょう。
学校教育課主幹	おっしゃるとおり、退任された時点で本来はこの委員の委嘱のし直しをするべきかと思えますけれど、この給食センター運営委員会は年度当初にその年度の運営方針や基本方針、それを決めるのが一番の仕事でございまして、その時点でこの一年間の行事が完了するということになりますので、改めて任命してはおりません。つまり、実質引き続き委員を担っていただいているということになるのですが実際の活動はそれ以降はしていないということでございます。
教育長	第19号議案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。  異議なし。(全員挙手)  ＜審議の結果、原案どおり承認する＞
加藤千春委員	第20号議案 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正について まちづくり協働課長から、資料に基づき説明。  新しい「瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例」は、以前に公民館から地域交流センターになった施設に関する条例、「瀬戸市地域交流センター条例」というものとほぼ同じ内容になっています。一部、公民館の場合は営利活動ができないとかがあるのでそういった公民館特有の定めはありますけれど、基本的には地域交流センター条例を基に作られていると思います。使用料についても全く同じ基準で定められていますので、そういうことだと思うのですが、その中で第5条が開館時間ではなくて使用時間だと案ではなっています。私が承知している限り、瀬戸市の公

	<p>の施設で何時から何時まで開いているというのを使用時間として定めている条例はないと思います。隣接市町村の公民館条例を見ても、例外なく開館時間となっているのですが、開館時間ではなく使用時間というようにあえて規定する意図は何でしょうか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>使用時間という表記の理由につきまして、委員のおっしゃられるように現行の地域交流センター条例では開館時間と記載をしております。これにより12時間、人員を配置して開館をすることになっております。一方、現公民館につきましては午前9時から午後9時の間で使用することが可能ですけれども、人員をその間ずっと配置しているわけではありません。そのため、現行の運営に沿うように、開館時間ではなく使用が可能な時間を表すこととして使用時間とさせていただきました。事務員のいる時間以外は、鍵を閉めておりますが使用したい場合は鍵をお貸ししたりすることで、利用は可能でございます。委員のおっしゃられるように、開館時間という表記がほとんどということで、非常に悩みましたが開館時間としますと人の張り付けも視野に入ってしまうため、使用時間としております。使用可能時間という表記はどうかとも悩みましたが、条例には不適切かと思いましたので、使用時間とさせていただいた次第でございます。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>そうすると例えば使用の予約がない場合、指定管理者は閉めてしまうというようなことも認められるのですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>事務員のいる時間は12時間の中の一部の時間でございます、事務員のいない時間でも鍵の貸し出しにより利用していただくことは可能ですので、そういう意味では開館しているということです。ただ、事務員がいる・いないで開館しているかを判断するとなると、委員ご指摘のとおりでございますけれども、12時間の間であればいつでも鍵の貸し出しで利用はできますので、開館しているというように考えております。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>例えば今の地域交流センターの開館時間は午前9時から午後9時までの12時間ですが、新たな条例で開館時間が午前9時から午後9時までというように定めればいように思うのですが。そこをあえて、使用時間というふうにするということは何かしらの意図があるのではないかと思います。今までのご説明ではわからなかったのですが、事務員さんは今後12時間張り付けるということなのですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>「開館時間」は空けている時間、つまり利用できる時間としましては9時から12時としております。公民館では4時間の事務員配置、8時間の事務員配置です。これは地元の方々から事務員さんを選出していただいている運営になっておまして、4時間、8時間での配置となっておりますので、12時間張り付けるということになりますと、その分地元の方で人を配置しなければいけないとか、その分人件費が上乗せになったりなどしますので、現況に合わせて定めさせていただき、使用時間とさせていただいたところでございます。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>地域交流センターもかつては公民館だったところがあると思うのですが、地域交流センターになったときに開館時間が午前9時から午後9時までというふうに定めているわけで、今度は公民館の開館時間を午前9時から午後9時までというふうに定めることが可能ではないかと思えますし、逆に言うとまだ指定管理者制度になると決まったわけではないですね。公民館として、教育委員会が何時から何時ま</p>



	<p>で使っていただくのが適切かということをもまず考えて、そのうえでその条件をつけて公募して、それを依頼するというのが指定管理者になるという順番だと思います。今の説明を聞いていると、今の公民館の形が人の張り付けを4時間、8時間とやっていて、完全に午前9時から午後9時までの開館というようにすると、何か支障があるのかあるいは地元の方がそういう形だと指定管理者になりづらいというような声があって、それに応じてこの条例を定めているように聞こえるのですが。この使用時間という規定でも、午前9時から午後9時までの間は何ら問題なく使用できるということでもよろしいですか。例えば、たまたま事務員さんが都合が悪くてその日いなかったから、臨時に休館するとかそういうことは原則ないという理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>事務員さんが急にいないということはございません。臨時に何か地域の行事とかで使うということであれば、事前に協議いただくものだと思っております。また、午前9時から午後9時までご利用いただくことは可能です。ただ、事務員さんがいない時間というのは防犯の観点から鍵を閉めておりますので、利用したい方は鍵を借りていただければ利用できるという形になっております。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>何度も聞いて恐縮ですが、午前9時から午後9時までの間でも、事務員さんがなくて鍵を借りて入らなければいけない時があるということですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>事務員さんがいない間は防犯の観点から鍵を閉めておりますので、利用したい場合は鍵を借りて利用していただくということになります。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>そのような状況は地域交流センターでも一緒ではないかと思うのですが、違うのですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>公民館から地域交流センターに移行する際に、そういったことも考慮して運営をということで地域力向上委員会は立ち上がっておりますし、皆様の意思がそこまで固いということですが、現況の公民館の状況等をヒアリングしてまいりまして、12時間の運営でそこに人を張り付けるというのはなかなか難しく、このような形にさせていただいております。現況からの苦肉の策になっておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>そうすると、市民の利便よりも地元の指定管理者候補者の人たちの意向を優先させたということですか。</p>
<p>まちづくり協働課長</p>	<p>現況の利用の仕方にてできるだけ合わせた形にしたいと思っておりますので、そのような形にさせていただければと思っております。</p>
<p>稲垣遼委員</p>	<p>第16条で気になるところがございまして、「ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。」とあり、判断者が教育委員会になっていることは問題ないと思っております。そのうえで、第18条の2項の上から4行目、「第7条、第8条、第12条、第14条及び第16条中『教育委員会』とあるのは『指定管理者』と読み替えるものとする。」とございます。そうすると、指定管理者が選ばれた後に、第16条を読み替えると「指定管理者が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。」という読み替えになります。市の財産の損害賠償の判断を指定管理者にゆだねるということ</p>

<p>まちづくり協働課長</p>	<p>が妥当なのかということに私は疑問があります。先ほど加藤委員がおっしゃってありました地域交流センター条例を読むと、同じような損害賠償の義務のところ、「市長が損害を賠償させることが適当でない」と認めるときは、この限りでない。」という規定があったうえで、この市長部分のところを読み替えはしないということで、損害賠償の判断については市長にそのまま留保しております。もし何か公民館で特別な事情があってこのようにしたということであれば、教えてください。</p> <p>法務担当とやりとりはしてはしておりましたが、おっしゃるとおり公のものを指定管理者に判断をゆだねるというのはおかしいと思います。申し訳ございません。</p> <p>事務局より、採決は保留とし、後日書面にて賛否をお尋ねする旨、説明。</p> <p>3 その他  教育政策課長から、日程について、説明。  教育政策課長から、瀬戸 SOLAN 小学校の認可廃止について、説明。  学校教育課主幹から、コロナウイルスに対する新ガイドラインについて、説明。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>コロナウイルス対策について教えてほしいのですが、4月1日以降学校教育活動においてマスクの着用を求めないということですが、教員についてもマスクを着用するかどうかは教員自身の判断になるということでしょうか。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>教職員についても、着用を求めないことを基本とするということで進めております。</p>
<p>加藤千春委員</p>	<p>そのような取り扱いになって以降の現場の実態はどうですか。児童生徒はどうしても教員に倣うところが大きいのではないかと思いますので、どのような状況か教えてください。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>2校しか確認できておりませんが、子どもたちにつきましては1年、2年の低学年についてはマスクを外している子が多いと思います。高学年になるにつれて、着用率が高まる傾向がございます。ただこれから暑くなりますので、熱中症対策も考えると「外していいよ」という声かけをしていくことで、マスクの着用をしない子どもが増えてくるのではないかと想定されます。教職員につきましては、学校の雰囲気によるところも大きいようでして、ほとんどの教職員が外している学校もあれば、まだなかなか外せないという学校もあると聞いております。</p>
<p>青山貴彦委員</p>	<p>学級閉鎖の基準ですが、ちょっと曖昧な様ですがほぼインフルエンザと同じような扱いでよろしいですか。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>最後の米印にございますように、インフルエンザにおける対応を参考としつつとございますので、従来の対応を遵守していくということで考えております。</p>

閉会 午後3時32分

教育長

加藤 正典

教育長職務代理

青山 貴彦